

添付法令資料 3 :

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を受けた特定セクター産業により
商品及び／又はサービスを生産するための商品及び原料の輸入に対する関税政府
負担 (BM DTP) に関する 2020 年 9 月 21 日付インドネシア共和国財務大臣規則
No.134/PMK.010/2020 (目次)

同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 BM DTP の規定 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 国庫及び予算編成の職員 (第 6 条及び第 7 条)
- 第 4 章 申請手続 (第 8 条及び第 9 条)
- 第 5 章 税関通知 (第 10 条)
- 第 6 章 BM DTP の管理及び記録 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 7 章 BM DTP 補給金支出請求の承認 (第 13 条ないし第 18 条)
- 第 7 章 (原文ママ) モニタリング及び評価 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 8 章 濫用及び制裁 (第 21 条)
- 第 9 章 雑則 (第 22 条)
- 第 10 章 終則 (第 23 条)